

○道明地区住居表示整備事業訪問調査説明会における質疑応答

・令和7年1月23日～1月26日 全3回 延べ参加者数48名

分 類	質 疑	回 答
訪問調査について	●調査表は郵送やFAXでもよいということだったが、送付期限はあるか。	・調査期間を2月から5月までとしているので、5月中にはお願いしたい。提出開始時期については、調査員の訪問を待たない場合は2月を待たずに随時送付していただいて構わない。
	●調査の後に家族の引っ越し等で世帯員に変更があった場合はどうすればよいか。	・個別にお知らせいただければ、事業者へ情報提供し、整理する。
住所変更手続きについて	●住所変更登記について、司法書士のあっせんなどはないか。	・市の方から代理手続きを行う場合の司法書士の紹介というものは無い。個人において手続きを行う場合は住居表示変更証明書をお使いいただくことで費用は掛からないが、司法書士に依頼する場合、手数料は各申請者負担となる。
その他	●二世帯住宅の場合は新住所の通知書も世帯ごと別々に出てくるという認識でよいのか。	・ご認識のとおり、世帯ごと別々で送付する。
	●子どもの学区について、現在住所が飯岡新田だが、住居表示実施後は向中野になる所に住んでいる。4月から子どもが小学校に上がるが、学区の変更は必要になるのか。	・住居表示の町割りと学区はリンクしておらず、それぞれ別の基準で設定されている。学区については教育委員会の担当となるが、学区変更については地域住民や関係世帯あて別途説明の機会を検討していると伺っているので、しばし案内をお待ちいただきたい。